

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく

教育委員会の点検及び評価

令和5年8月

見附市教育委員会

－目次－

点検・評価制度の概要	-----	2
1 趣旨		
2 点検評価の対象		
3 点検評価の方法	-----	3
4 学識経験者の知見活用		
見附市教育大綱概要図	-----	4
教育施策体系及び評価一覧	-----	5
点検評価結果及び第三者評価委員会の提言内容等（評価シート）	-----	7
※丸数字は主要施策、数字は主要事業、No. は評価シート番号。		
② 安心して妊娠出産できる環境と子育て支援体制の整備		
4 安全安心な妊娠・出産環境の整備と健診等による母子保健の充実		
・乳幼児健診の実施		No. 1
・予防接種の実施		No. 2
5 医療費助成などによる子育て世代の経済的負担の軽減		No. 3
③ 確かな学力の向上		
2 教職員の資質及び指導力の向上		No. 4
④ 豊かな人間性と社会性の育成		
2 生徒指導上の諸問題の未然防止及び即時対応の充実		No. 5
⑥ 地域連携の充実		
1 みつけコミュニティ・スクールや地域学校協働本部の推進		No. 6
⑦ 文化財の保護と活用		
1 文化財保護とその活用による市民郷土理解の促進		No. 7
⑨ 安心安全で快適な教育環境の整備		
2 子どもの安全・安心の確保		No. 8
3 適切な学校施設の維持管理と老朽化対策の推進		No. 9
【参考】		
教育委員会議の開催及び審議状況	-----	31

点検・評価制度の概要

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地行法」という。）により、全国の教育委員会は、点検及び評価を実施することが義務づけられています。

見附市教育委員会は、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、地行法第 26 条の規定に基づき、平成 20 年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、第三者評価委員会において有識者から提言をいただいています。これらの評価の結果や第三者評価委員会における委員からの意見は、広く一般に公表するとともに今後の教育に関する事業の改善に役立てていきます。

2 点検評価の対象

点検及び評価の実施にあたってのモデルケースはなく、実施形態及び評価の方法は教育委員会の主体性に委ねられています。

本市教育委員会が実施する点検評価の対象は、主要施策のもとに推進する主要事業の中から、当該年度に実施した具体事業を点検評価の対象としました。

なお、令和 4 年度は、令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症の影響が続き、特に妊娠期から就学前児に関わる事業や学校教育活動を中心に中止や縮小、延期になるなどの影響を受けましたが、感染症拡大に配慮が必要な状況にあってもできるやり方の模索や工夫により適切な実施に努めました。

こうしたことを踏まえ、今年度の点検評価は、過去 2 年間に点検評価を行った事業とできるだけ重複を避けながら、9 つの主要施策のうち 6 つに基づく具体事業について、9 の評価シートによって点検評価を行いました。

3 点検評価の方法

「点検・評価」にあたっては、主要施策を構成する主要事業概要ごとにまとめた別業「評価シート」により、妥当性・効率性等の視点から、次の基準により4段階の評価を試みました。

評価	評 価 基 準
A	順調に達成しているもの (施策、事業を順調に実施し、著しい成果が得られた)
	概ね順調に達成しているもの (施策、事業を順調に実施し、ほぼ想定どおりの成果が得られた)
C	達成に向けて課題をのこすもの (施策、事業を順調に実施したが、ほぼ想定どおりの成果が得られなかった)
	施策や事業の見直しが必要なもの (施策、事業を順調に実施したが、ほとんど成果が得られなかった)

4 学識経験者の知見活用

教育委員会が行った自己評価である「評価資料」をもとに、第三者評価委員会において教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました（第三者評価委員会は令和5年8月9日に開催）。

【令和5年度見附市教育委員会第三者評価委員】

氏 名	役 職 等
岩 本 喜久子	主任児童委員、民生委員、元嘱託指導主事
高 橋 正 則	学識経験者（元小学校長）
田 中 智恵利	社会教育・スポーツ推進審議会委員、新潟小学校教育コーディネーター
富 所 裕	放課後児童クラブ施設長

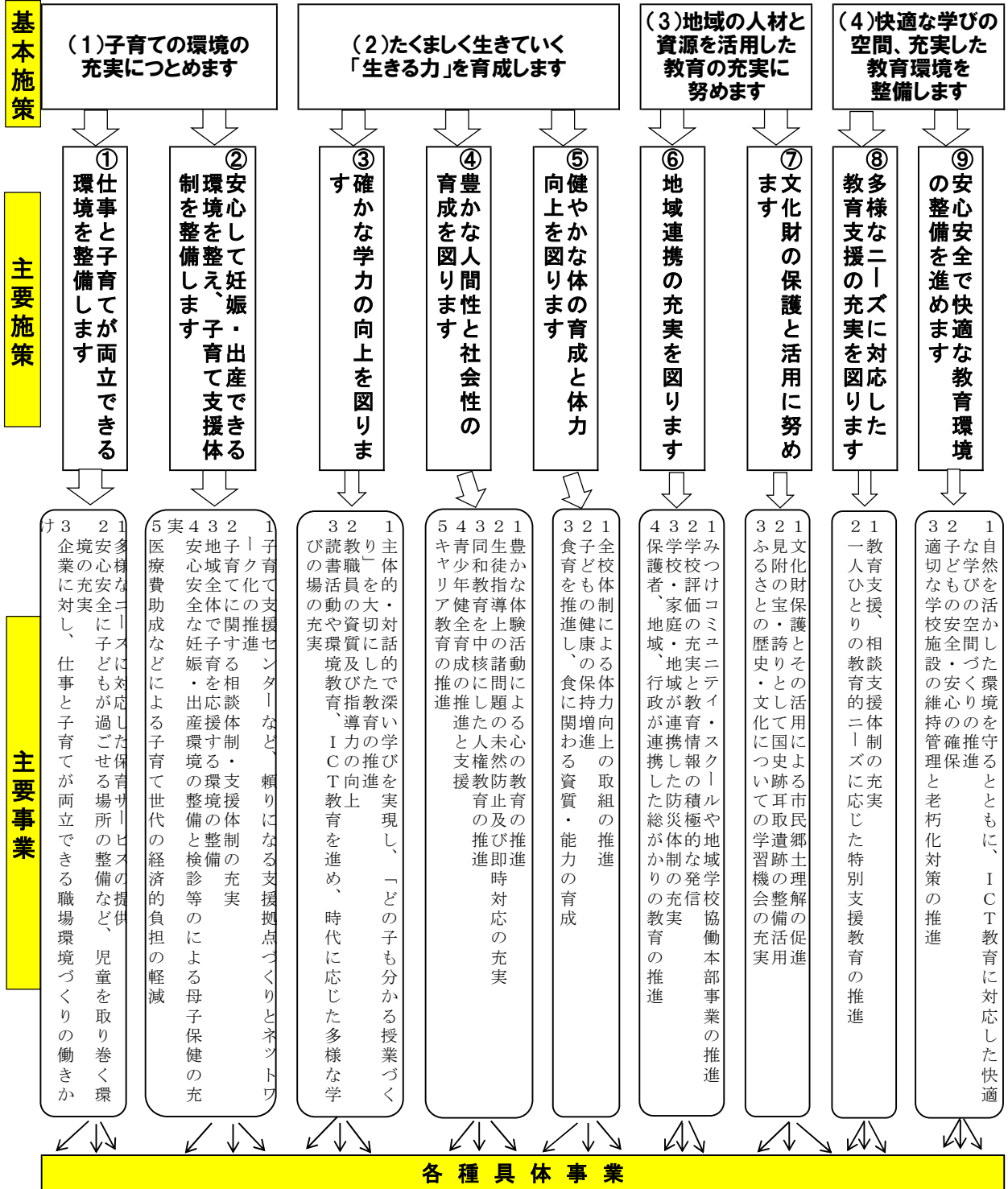
評価委員会の提言内容等は、評価シートに記載のとおりです。

見附市教育大綱概要図

基本理念「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」

基本目標 人が育ち人が交流するまちづくり

ふるさと見附を愛する子どもの育成を目指します
世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します



教育施策体系(主要施策と主要事業)及び評価一覧(令和5年度)

①仕事と子育てが両立できる環境の整備	シートNo.	評価
1 多様なニーズに対応した保育サービスの提供		
2 安全安心に子どもが過ごせる場所の整備など、児童を取り巻く環境の充実		
3 企業に対する仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの働きかけ		
②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します		
1 子育て支援センターなど、頼りになる支援拠点づくりとネットワーク化の推進		
2 子育てに関する相談体制・支援体制の充実		
3 地域全体で子育てを応援する環境の整備		
4 安全安心な妊娠・出産環境の整備と健診等による母子保健の充実	1・2	A・B
5 医療費助成などによる子育て世代の経済的負担の軽減	3	A
③確かな学力の向上		
1 主体的・対話的で深い学びを実現し、「どの子どもも分かる授業づくり」を大切にした教育の推進		
2 教職員の資質及び指導力の向上	4	A
3 読書活動や環境教育、ICT教育を進め、時代に応じた多様な学びの場の充実		
④豊かな人間性と社会性の育成		
1 豊かな体験活動による心の教育の推進		
2 生徒指導上の諸問題の未然防止及び即時対応の充実	5	B
3 同和教育を中核にした人権教育の推進		
4 青少年健全育成の推進と支援		
5 キャリア教育の推進		
⑤健やかな体の育成と体力向上		
1 全校体制による体力向上の取組の推進		
2 子どもの健康の保持増進		
3 食育を推進し、食に関わる資質・能力を育成します		
⑥地域連携の充実		
1 みつけコミュニティ・スクールや地域学校支協働本部事業の推進	6	B
2 学校評価の充実と教育情報の積極的な発信		
3 学校・家庭・地域が連携した防災体制の充実		
4 保護者、地域、行政が連携した総がかりの教育の推進		

⑦文化財の保護と活用		
1 文化財保護とその活用による市民郷土理解の促進	7	A
2 見附の宝・誇りとして国史跡耳取遺跡の整備活用		
3 ふるさとの歴史・文化についての学習機会の充実		
⑧多様なニーズに対応した教育支援の充実		
1 教育支援、相談支援体制の充実		
2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進		
⑨安心安全で快適な教育環境の整備		
1 自然を活かした環境を守り、ICT教育に対応した快適な学びの空間づくりの推進		
2 子どもの安全・安心の確保	8	B
3 適切な学校施設の維持管理と老朽化対策の推進	9	B

＜主要施策＞②安心して妊娠出産できる環境と子育て支援体制の整備

<p>＜主要事業＞ 4 安全安心な妊娠・出産環境の整備と健診等による母子保健の充実</p>	<p>評 価</p>
<p>＜具体事業＞ 乳幼児健診の実施</p>	<p>A</p>

<p>目的</p>	<p>母子保健法第 12 条 及び 13 条に規定されており、法的根拠に基づき、身体的、精神的及び社会的に最適な成長発達を遂げることを助ける。また、疾病の早期発見や健康の保持増進、子育て支援の場としての機能を向上させるよう努める。</p> <p>乳幼児健診に関係する法律としては、母子保健法の他に、地域保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、次世代育成支援対策推進法、発達障害者支援法、食育基本法など幅広い分野の法律や関連通知等に、乳幼児健診の役割や活用に関する記述があり、当該事業は、母子保健事業のみならず、様々な施策の根幹をなす事業と位置づけられている。</p>
<p>目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 健康状況の把握 計測および医師や歯科医師の診察によって、心身の健康状況を把握し、疾病の早期発見と早期対応を図ります。 2) 保健指導の実施 健診結果から養育や健康管理のために必要な保健指導を行うことにより子育て支援を行います。 3) 児童虐待予防 子育ての困難さや悩みなど相談する機会とし、不適切な養育の早期発見、早期改善を支援し、児童虐待予防、子育て支援を行います。 4) 地域における健康状況の把握への活用 個人の健康状況の把握だけでなく、地域全体の乳幼児の健康状況や課題を把握し、市の施策に有効に活用します。 5) 支援者との出会いの場 健診は、対象者が一方的に指導される場ではなく、健診に携わる医師や保健師などすべての職種が子育て支援の視点を持って連携・協働し、健診を受診した親子を支援する場であり、同じ月齢の子を持つ母同士、また母と保健師等の支援者との出会いの場として活用しています。

<p>執行の状況及び成果</p>	<p>1. 事業内容</p> <p>集団健診として4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、医療機関委託として乳児一般健康診査を実施してきたところですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により、適切な時期に集団健診の実施が困難となり、以下の体制に切り替え、実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月より、4か月児健診を個別の医療機関委託健診とし、また7～8か月児に実施の健康相談を7～8か月児健康診査（乳児一般健康診査から変更）として実施。 <p>また、令和4年9月からは3歳児健診において、眼科屈折検査を導入し、健診事業の強化を図るため眼科屈折検査機器の購入により子どもの弱視等の早期発見に取り組んでいます。屈折検査を導入することや発達の到達段階を鑑み、健診対象を3歳0か月から3歳5か月へ変更しました。</p> <p>乳幼児健診で取り扱う健康課題は、発育や栄養の改善から（三次予防）、疾病の早期発見と治療、脳性まひや視覚・聴覚異常の発見と療育（二次予防）、肥満やむし歯予防、社会性の発達、親子の関係性や親のメンタルヘルス、児童虐待の未然防止など（一次予防）、乳幼児健診で取り扱う健康課題は重層化していることが特徴です。</p> <p>また、健康課題のスクリーニングの視点だけでなく、支援（サポート）の視点が必要となっています。</p> <p>【スタッフ体制】</p> <p>医師・歯科医師、保健師、看護師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士、視能訓練士、公認心理師、発達支援相談員、家庭児童相談員などの多くの職種が関わり、多職種の従事者がワンストップのサービスを提供しています。</p> <p>【健診体制】</p> <p>乳幼児健診では、対象者の把握（事前の情報把握を含む）、健診の実施（問診・観察・診察と判定、保健指導とカンファレンス）、健診後のフォローアップ（精密検査結果の把握、支援状況の把握等）、未受診児対応、支援の実施（相談・訪問などの個別支援や園訪問等の支援事業等）が一連の流れになります。</p> <p>事前の情報を健診前に健診従事者間で共有して問診にあたることや、健診後のカンファレンスにおいて、健診場面で把握した情報を共有して対応方針を決定し、ケースを担当する地区担当保健師やすすく園児応援事業等の業務へつなげるなど、個別ケースへのフォローアップ状況を共有し、支援方針を見直すなどの振り返りを実施し、個別ケースの評価を行っています。</p> <p>【未受診児対応】</p> <p>全国的に乳幼児健診の未受診児の中から児童虐待による死亡などの重大事例が報告されていることから、未受診児の把握は重要であると考えています。</p> <p>医療機関や児童相談所等との連携、さらに、転居の際のフォローアップのための市町村間連携を確実に実施していく必要があります。すべての未受診児に対しては、訪問や電話等で発達や育児状況を確認しています。</p>
------------------	---

執行の状況及び成果

2. 成果

○各種乳幼児健康診査受診結果

健診区分	年度	受診者数・ 受診率	指示区分（人）			
			異常なし	要観察	要精密検査	要医療
4 か月児	R2	252 99.6%	227	14	8	3
	R3	215 95.6%	197	10	3	5
	R4	198 93.8%	175	10	2	11
1 歳 6 か月児	R2	263 97.0%	203	32	13	15
	R3	241 96.8%	185	30	15	11
	R4	215 96.8%	158	35	8	14
3 歳児	R2	312 98.7%	230	31	29	22
	R3	167 97.1%	108	16	24	19
	R4	214 96.0%	124	25	49	16

・各種乳幼児健診は、95%以上の受診率を維持しています。

未受診の理由については、医療機関へ定期受診中のためや、仕事の都合により受診できない等がありますが、未受診児へは訪問等を行い、発育・発達状況は全数把握をしています。

・令和2年度より、コロナウイルス感染症の影響にて集団で実施していた4か月児健診を医療機関へ委託し、個別で実施しています。

・令和4年度より、3歳児健診にて屈折（視覚）検査を導入したことや、当日までに家庭視力検査未実施の児を要精密検査とし、眼科での精密検査の受診勧奨をしていることから、要精密検査児数が増加しています。

・幼児健診での要観察児の2割以上に、発達等の要フォロー者が出現しており、多くの幼児が入園している現状から、すすく園児応援事業における園訪問の際に、児の様子観察と必要時に保護者面談を実施し、継続支援が必要な児へは医療機関への繋ぎや、療育教室への勧め、年長児においては就学相談への繋ぎ等、切れ目のない支援を行っています。

<p>今後の方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待予防、早期の発達支援などの観点から個別の対応や支援が増えており、ひとりひとりの育児を取り巻く状況を踏まえながら、健診での保健指導やその後のフォロー等を行っていく必要があると考えています。 ・健診に従事する保健師等の対人関係スキル向上が図れるよう、従事者間で保健指導について振り返る機会も必要と考えます。 ・感染防止対策を見直す中でも、安心して受診できる体制を維持していきたいと思います。
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 か月児検診を医療機関への個別委託検診としたことは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受診時の集団発生を避ける点で評価できる。 ○ 3 歳児検診、視覚検査の導入は評価できる。 ○ 早期の療育の重要性を感じているため、幼児検診での要観察児のサポート、すくすく園児応援事業による園児観察や保護者相談等、その後の就学や進学に向けて切れ目ない支援が行われていることは大変評価できる。子供一人一人の発達の可能性と保護者への安心をこれからも継続的に支援してもらいたい。 ○ (コロナの影響で一時的に下がった時があっても) 全健診年齢で受診率が 95%以上なのは好ましい状況にあるといえる。未受診児や要観察児への対応、支援も手厚く、今後も継続を望む。未受診児等の虐待事案が否定できない点についても注意深く配慮してほしい。

<主要施策>②安心して妊娠出産できる環境と子育て支援体制の整備

<主要事業> 4 安全安心な妊娠・出産環境の整備と健診等による母子保健の充実	評 価
<具体事業> 予防接種の実施	B

目的	伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく「定期予防接種」の実施と、それに準ずる「任意予防接種」の実施および勧奨を行い、公衆衛生の向上および増進を図ることを目的とする。																															
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の罹患と重篤化を予防するため、予防接種についての十分な情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上（社会全体の免疫を維持するには、接種率を95%以上維持）を図ります。 ・妊婦及び児童等のインフルエンザの任意接種についても、費用負担の軽減を図り、接種しやすい体制を整備し、安心して妊娠、出産、子育てができるようにします。 																															
執行の状況及び成果	<p>1. 事業の内容</p> <p>【定期予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジフテリア・百日せき・破傷風混合・不活化ポリオ（四種混合） <p>平成24年11月から不活化ポリオが加わり4種混合ワクチンが導入されました。</p> <p>対象児：生後2か月～7歳6か月未満</p> <table border="1" data-bbox="231 1496 986 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="4">年度</th> <th colspan="4">第1期</th> </tr> <tr> <th colspan="3">初回接種</th> <th rowspan="2">追加接種</th> </tr> <tr> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> </tr> <tr> <th>接種率</th> <th>接種率</th> <th>接種率</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>103.3%</td> <td>102.1%</td> <td>103.3%</td> <td>105.9%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>96.4%</td> <td>100.0%</td> <td>99.1%</td> <td>114.7%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>99.1%</td> <td>97.2%</td> <td>100.0%</td> <td>94.3%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第1期				初回接種			追加接種	第1回	第2回	第3回	接種率	接種率	接種率	接種率	R2	103.3%	102.1%	103.3%	105.9%	R3	96.4%	100.0%	99.1%	114.7%	R4	99.1%	97.2%	100.0%	94.3%
年度	第1期																															
	初回接種			追加接種																												
	第1回		第2回		第3回																											
	接種率	接種率	接種率	接種率																												
R2	103.3%	102.1%	103.3%	105.9%																												
R3	96.4%	100.0%	99.1%	114.7%																												
R4	99.1%	97.2%	100.0%	94.3%																												

執行の状況及び成果	・麻しん・風しん 平成 18 年度麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）が導入され、同年より 2 回接種が開始されました。 対象児：第 1 期 1 歳から 2 歳未満、第 2 期 小学校就学前の 1 年間			
	麻しん・風しん			
	年度	第 1 期	第 2 期	
		接種率	接種率	
	R2	97.6%	105.6%	
	R3	91.5%	91.1%	
	R4	93.0%	87.5%	
	・日本脳炎 対象児：第 1 期 3 歳～7 歳 6 か月未満、第 2 期 9 歳～13 歳未満 平成 17 年 5 月 30 日から平成 21 年度まで接種勧奨を控えていたため、平成 22 年 4 月から第 1 期の標準的年齢者に勧奨を行っています。接種できなかった平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの人は、20 歳未満まで接種が可能です。			
	年度	第 1 期		第 2 期
		初回接種		追加接種
	第 1 回	第 2 回		
	接種率	接種率	接種率	
R2	115.4%	108.2%	82.4%	
R3	90.7%	95.8%	49.3%	
R4	101.2%	95.5%	132.5%	
・子宮頸がん（キャッチアップ接種をのぞく） 対象児：12 歳となる日の属する年度の初日～16 歳となる日の属する年度の末日 平成 23 年 3 月から実施していましたが、平成 25 年 6 月 14 日から、積極的な接種勧奨を控えていました。令和 4 年 4 月から積極的勧奨が再開されました。				
年度	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
	接種率	接種率	接種率	
R2	7.2%	6.0%	3.0%	
R3	17.7%	11.6%	10.4%	
R4	58.8%	53.4%	40.5%	
・ヒブ 平成 23 年 3 月から実施。 対象児：接種の対象は生後 2 か月から 5 歳未満。2 か月から 4 歳の間に接種時期に応じて 4 回から 1 回接種します。 生後 2 か月から 7 か月までの接種者は多く、1 歳から 4 歳までの接種者は少なくなっています。				

執行の状況及び成果

年度	第1回	第2回	第3回	追加
	接種率	接種率	接種率	接種率
R2	105.9%	105.4%	111.7%	110.9%
R3	95.5%	97.8%	98.7%	116.1%
R4	98.6%	98.1%	96.2%	100.0%

・小児用肺炎球菌

平成23年3月から実施。

対象児、接種回数：接種の対象は生後2か月から5歳未満。2か月から4歳の間に接種時期に応じて4回から1回接種します。

生後2か月から7か月までの接種者は多く、1歳から4歳までの接種者は少なくなっています。

年度	第1回	第2回	第3回	追加
	接種率	接種率	接種率	接種率
R2	102.1%	101.7%	101.3%	99.6%
R3	95.5%	97.3%	98.7%	112.1%
R4	99.1%	98.1%	96.2%	101.4%

・水痘

平成26年10月から実施。

対象児、接種回数：1歳から3歳未満。2回接種します。

年度	第1回	第2回
	接種者数 (人)	接種者数 (人)
R2	247	254
R3	229	232
R4	211	203

・B型肝炎

平成28年10月から実施。

対象児、接種回数：1歳未満。3回接種します。

年度	第1回	第2回	第3回
	接種者数 (人)	接種者数 (人)	接種者数 (人)
R2	244	244	261
R3	214	217	212
R4	209	209	227

執行の状況及び成果	・ロタウイルス 令和2年10月から実施。2種類(ロタリックス、ロタテック)のワクチンがあります。 対象児、接種回数：ロタリックスは出生6週から24週までの間に2回、ロタテックは出生6週から32週までの間に3回接種します。																		
	ロタリックス																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> </tr> <tr> <th>接種者数 (人)</th> <th>接種者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>127</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>192</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>189</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第1回	第2回	接種者数 (人)	接種者数 (人)	R2	127	118	R3	192	193	R4	189	194				
	年度		第1回	第2回															
		接種者数 (人)	接種者数 (人)																
	R2	127	118																
	R3	192	193																
	R4	189	194																
	ロタテック																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> </tr> <tr> <th>接種者数(人)</th> <th>接種者数(人)</th> <th>接種者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第1回	第2回	第3回	接種者数(人)	接種者数(人)	接種者数(人)	R2	12	9	9	R3	19	20	19	R4	17	10
年度	第1回		第2回	第3回															
	接種者数(人)	接種者数(人)	接種者数(人)																
R2	12	9	9																
R3	19	20	19																
R4	17	10	10																
・BCG接種【乳児】 対象児：生後3か月から1歳未満																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数(人)</th> <th>接種者数(人)</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>236</td> <td>242</td> <td>102.5%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>217</td> <td>217</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>207</td> <td>213</td> <td>102.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	対象者数(人)	接種者数(人)	実施率	R2	236	242	102.5%	R3	217	217	100.0%	R4	207	213	102.9%			
年度	対象者数(人)	接種者数(人)	実施率																
R2	236	242	102.5%																
R3	217	217	100.0%																
R4	207	213	102.9%																
【任意接種】																			
・子どもインフルエンザ予防接種助成 平成27年10月から実施。1回1,000円を助成しています。(年度毎1人2回目まで) 対象児：生後6か月～小学校6年生まで																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>接種券配布数</th> <th>接種券使用数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>7,314</td> <td>4,612</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>7,234</td> <td>4,079</td> <td>56.4%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>7,036</td> <td>3,289</td> <td>46.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	接種券配布数	接種券使用数	実施率	R2	7,314	4,612	63.1%	R3	7,234	4,079	56.4%	R4	7,036	3,289	46.7%			
年度	接種券配布数	接種券使用数	実施率																
R2	7,314	4,612	63.1%																
R3	7,234	4,079	56.4%																
R4	7,036	3,289	46.7%																
・妊婦インフルエンザ予防接種助成 令和2年10月より、妊婦のウイルス感染防止にて、1回1,000円を助成しています。 (年度毎1人1回目まで) 対象：出産予定日が10月1日から翌年の8月1日までの者																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数 (人)</th> <th>被接種者数 (人)</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>195</td> <td>64</td> <td>32.8%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>201</td> <td>37</td> <td>18.4%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>181</td> <td>40</td> <td>22.1%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	対象者数 (人)	被接種者数 (人)	実施率	R2	195	64	32.8%	R3	201	37	18.4%	R4	181	40	22.1%			
年度	対象者数 (人)	被接種者数 (人)	実施率																
R2	195	64	32.8%																
R3	201	37	18.4%																
R4	181	40	22.1%																

<p>執行の状況及び成果</p>	<p>2. 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳未満で実施する予防接種が増える中、接種可能月齢で早期に開始でき、かかりつけ医のもとで安全安心に予防接種が受けられるよう体制が整えられています。 ・ 乳幼児健診や子育て安心はがきの送付、勸奨はがきの送付等のPRを行いました。令和3年度と比較し、令和4年度の接種率が若干減少した予防接種もありました。 <p>社会全体の免疫を維持するには、接種率を95%以上維持していく必要があるとされているため、引き続き、新生児訪問や乳幼児健診の機会に母子健康手帳で接種履歴を確認し、未接種の場合は予防接種法で定められた期間に接種が完了するよう、個別に接種勸奨を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度以降に出生の児へは、予診票を予防接種手帳として出生届出時に配布しており、郵送料のコスト削減が図られています。
<p>今後の方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、健診の機会や個別通知により接種勸奨を実施し、接種し忘れを防ぎ、接種率の維持に努めていきます。また、保護者の考えで予防接種を希望しない児もいるため、その対象児を減らせるよう、定期接種の適正実施を進めていきます。 ・ 市内外の医療機関において、安全安心に予防接種が引き続き受けられるよう、医師会等との連携を図っていきます。 ・ 令和5年度からは、インフルエンザ予防接種の助成を生後6か月から高校卒業相当の年齢までと拡大し、子育て世帯への経済的負担軽減を図っていく予定です。
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接種実施にあたり十分な体制が整備されている。 ○ インフルエンザ予防接種助成の拡大等はとても有意義である。 ○ 様々な予防接種が実施されているが、どれも接種率が高く、かかりつけ医で受けられる等の配慮がなされており、今後も引き続き、適正実施に努めてほしい。 ○ 不妊に悩む夫婦にとって、ありがたい制度であると考え。制度の周知によって子どもを授かることができた夫婦を1組でも増加させることができれば、制度の目的は達成されたと考えて良い。 ○ 新型コロナワクチンのように、接種券等の事前送付のほか、期日が近づいた際にメールやLINEによる個別通知や一斉配信等の対応があれば、更なる備忘対応になる。

<主要施策>②安心して妊娠出産できる環境と子育て支援体制の整備


<p><主要事業> 5 医療費助成などによる子育て世代の経済的負担の軽減</p>	<p>評 価</p>
<p><具体事業> 不妊治療費助成の実施</p>	<p>A</p>

<p>目的</p>	<p>不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担が原因で治療が受けられず、子どもを持つことを諦めることがないよう、費用を一部助成することにより、不妊治療が受けやすい環境づくりに資することを目的とする。</p>
<p>目標</p>	<p>1回で妊娠する確率は低く、妊娠成立までに何度も治療を受けることが必要な場合も多く、平均的な収入の世帯では経済的負担が大きい。経済的な理由から十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方が、助成を得ることにより、安心して妊娠、出産、子育てができるよう体制作りを行います。</p>
<p>執行の状況及び成果</p>	<p>1. 事業の内容 【対象者】 ① 不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されている方 ② 本人または配偶者（事実婚を含む）の両方又はいずれかが市内に住所を有している方（転入の場合は、転入後に行われた治療から対象） 【対象となる治療】 以下の治療について医師が認める不妊治療 ・特定不妊治療（体外受精、顕微授精） ・一般不妊治療（タイミング療法、排卵誘発法、人工授精など） 【助成金額】 不妊治療に要した費用に対し、8万円（上限額）、年齢制限なく1子につき6回まで助成します。 【受付期間】 不妊治療が終了した日から1年以内</p>

	<p>2. 成果</p> <table border="1" data-bbox="231 235 909 436"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成者数（組）</th> <th>助成金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>27</td> <td>1,787,030</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>33</td> <td>1,917,680</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>61</td> <td>4,145,274</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度、助成を受けた女性の平均年齢は37歳であり、助成を受けた61組中（延組数）24組が妊娠し、19組に母子健康手帳を発行しています。 ・本事業により特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減は図られますが、治療の結果として治療の中断や妊娠しない場合もあり、申請者のすべてが妊娠に結びつき、出生数の増加には繋がりにくいのが現状です。 ・令和3年度までは、県の上乗せ助成として実施し、治療を実施していても本市の助成金交付条件（県助成の対象者）に該当せず申請ができない対象者もいましたが、令和4年度から県の助成事業が終了となり、市単独事業として対象要件を拡大（特定不妊治療だけでなく一般不妊治療も対象）したため、助成件数が増加しています。 	年度	助成者数（組）	助成金額（円）	R2	27	1,787,030	R3	33	1,917,680	R4	61	4,145,274
年度	助成者数（組）	助成金額（円）											
R2	27	1,787,030											
R3	33	1,917,680											
R4	61	4,145,274											
<p>今後の方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な治療を早期に受けやすくするため、引き続き妊娠を望む世帯に対する経済的な負担の軽減を図っていくとともに、市ホームページやリーフレット、医療機関への周知等の様々な手段を活用し、周知に努めます。 ・妊娠成立後に流産・死産することも予測され、喪失に対するグリーフケアが必要な場合は、相談対応に繋げていきます。 												
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年からの市単独事業での対象要件拡大について、治療の多くが医療保険の適用対象とされたことによる結果であるとしても、助成件数の増加は意義のあることと考える。今後も周知の徹底とともに手厚い対応を望む。 ○ 不妊治療は辛く、治療費も高額になると聞く。子どもを望む対象者には可能な限りの助成実施が望ましい。同時に、上手くいかない場合のフォローや支援も必要である。 												

＜主要施策＞ ③ 確かな学力の向上

＜主要事業＞ 2 教職員の資質及び指導力の向上	評 価
＜具体事業＞ ①部活動外部顧問派遣事業の実施	A

目 的	○見附市立中学校に部活動外部顧問（以下「外部顧問」）を派遣することにより、教員の負担軽減を図ることを目指す。 ○部活動指導に携わる個々の教職員において、競技に対する指導技術や経験の違いがあるため、専門性の高い外部顧問を派遣することにより、指導力の差を無くすことをめざす。
目 標	・見附市の中学校の教職員が負担軽減を実感できるように努めます。 ・専門的な指導を受けることにより、生徒にとってきめ細かい充実した指導が可能となるようにします。
執 行 の 状 況 及 び 成 果	平成 29 年度より、市内 4 中学校では部活動外部顧問制度を活用しています。まちづくり課、スポーツ協会を通じて各学校へ外部顧問を配置しています。多様な教育課題の対応を行う先生方の負担軽減を図るとともに、生徒の競技力や技術の向上を目指します。 令和 4 年度の実績状況は以下の通りです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 見附中学校 ソフトテニス、卓球、バレーボール 南中学校 ソフトテニス、卓球、陸上、バスケットボール 今町中学校 ソフトテニス、卓球、野球 西中学校 ソフトテニス、卓球、陸上、バスケットボール </div>  <p>外部顧問制度と同様に、中学校の部活動に関わる国の方針として、令和 5 年度から、中学校の休日の部活動の段階的な地域移行が進められていきます。見附市では、令和 3 年度より学校教育課とまちづくり課で連携し、準備を進めているところです。そこで、市では生徒のニーズに適切に対応するため、令和 4 年度に、ソフトテニス連盟と卓球協会の協力を得て、各学校に派遣している外部顧問が主体となり、月 1 回～2 回程度、主に個々の技術の向上を目的として、学校の枠を超えて合同練習をする枠組みを整えました。</p> <p>令和 4 年度中はソフトテニスでは、男女別に合同練習を年間 12 回、卓球では年間 1 回実施しました。卓球では 4 中学校を一堂に介したのは 1 回だけでしたが、会場使用の関係で、</p>

<p>執行の状況及び成果</p>	<p>指導者が定期的に各学校の部活を巡回し、指導する形がとられました。これらの動きにより、令和5年度以降の「地域でのスポーツ活動」をするための知見を得ることができました。</p> <p>【成果】</p> <p>以下の声が教職員、外部指導者から届いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の生徒を理解し、積極的に関わることで、生徒の主体的な取組が促されるとともに、教員の働き方改革に貢献していただいている。 ・専門的な指導を間近に見ることができ、顧問の指導力向上につながった。 ・生徒は親しみをもって顧問と接しており、陸上競技部全体の向上心が高まった。 ・顧問の都合が付きにくい日程での練習試合を受けることができ、負担軽減、調整のしやすさに繋がった。 ・生徒の人数が少なくなっている。今後の活動について、学校・保護者と協議が必要だと思ふ。
<p>今後の方針等</p>	<p>部活動外部顧問制度は、見附市は他の市に先駆け、教員の働き方改革の一助となり、実績を積んでいる制度です。</p> <p>一方で、国は中学校の「休日の部活動の段階的な地域移行」に向けた動きを進めており、新潟県内各自治体も、令和5年度から3年間の『改革集中期間』のスケジュールについて策定して動いています。見附市も令和4年度に有識者、保護者、スポーツ協会、学校関係者、行政などの関係者で構成する「見附市部活動の在り方検討委員会」を立ち上げ、4年度末（令和5年3月）に、見附市中学生スポーツ・文化クラブ活動整備方針を策定しました。</p> <p>今後見附市の中学生のニーズに適切な形で沿う方法を巡って、部活動の在り方を検討するとともに、その中で「外部顧問の役割」をどう位置付けていくか検討し、各学校が活用しやすい制度にしたいと考えています。制度設計を、しっかりと検討していきたいと思ふます。</p>
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各中学校の部活動事情は、生徒数の減少が進む中で変化してきている。団体競技は特に顕著である。外部顧問や合同チーム編成等が重要課題であるが、特に外部顧問による各校への訪問指導は生徒や保護者の負担が少ないだけでなく、教員が指導方法を学ぶ機会となり有効と考えられるため実施を望む。 ○ 部活動の良さは、放課後に学校で行われていることが大きい。保護者にとっての安心感につながるほか、送迎や金銭面での負担も少ない。これらの重要性を鑑み、生徒や保護者の意見もまとめてほしい。 ○ 当市は他市町村に先駆けて実施しているが、専門的な指導を受けられること、教職員の負担軽減が図られること等のメリットの整理や、権限、報酬等を含めた制度における外部顧問の位置付け等といった課題の分析や改善を進めてほしい。 ○ 生徒数の減少や部活動数の減少等、諸問題の顕在化が進む中、学校の枠を超えた合同練習なども工夫されているように思う。今後は部活動の在り方や対外試合等の更なる検討も必要である。 ○ 当市の外部顧問導入の取組は大きな成果を上げていると感じる。一方、学校によっては生徒数の減少により希望する部活動を提供できない現状もある。中体連や各競技の協会との関係性も無視できないためまだまだ議論や整理を要することと思うが、学校枠ではなく地域枠で大会に参加しやすい体制や制度の再設計が進むとよい。この実現によって部活動の地域移行が大きく進むものと期待する。

＜主要施策＞④豊かな人間性と社会性の育成



＜主要事業＞ 2 生徒指導上の諸問題の未然防止及び即時対応の充実	評 価
＜具体事業＞ ①見附市いじめ等対策支援室「シェイクハンド」の運営	B


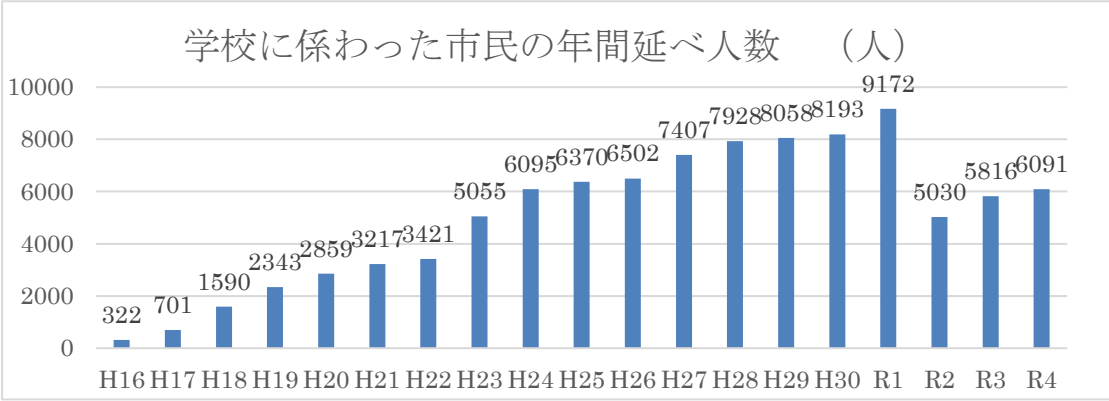
目的	いじめ等のアンケートの結果内容や問題点等について話し合い、各学校を支援する。
目標	○各校が抱えているいじめ、不登校等生徒指導的な課題の現状について共有を図り、改善の方向を学校と共に見出します。
執行の状況及び成果	◎每学期1回、(年間3回) 全小・中学校(12校)へ、青少年育成センター所長が学校教育課担当と共に訪問します。 ・学校教育課で各校に求めている「いじめ、不登校の状況調査報告」をもとに、各学校が個別の事例について説明します。青少年育成センターとして、各校の実態に即していじめ、不登校、特別支援等の問題の把握と相談・指導を行います。 【令和4年度 いじめ、不登校の実態について】 ○令和4年度文部科学省「問題行動調査」の結果から、見附市小・中・特別支援学校におけるいじめおよび不登校の認知件数は、小中学校共に増加傾向にあります。 ※中学校において、前年度の小学校時代のいじめを起因として、学校を長期欠席する重大事態となる事案が1件発生しました。 ※年間の欠席数が30日を越えている児童生徒の数。 【成果】 シェイクハンド訪問をする中で、各校における「いじめの認知と対応」について、いじめ防止対策推進法や県の条例及び見附市いじめ防止のための基本方針に基づ

<p>執行の状況及び成果</p>	<p>く適切な対応が不十分であるということが明らかとなりました。また、残念ながら重大事態が発生することとなったため、その対策委員会として青少年育成センターが事案に関わりながら、いじめに対する学校や教育委員会の対応について、客観的な立場で指導助言を数多く行いました。</p> <p>いじめの認知の増加は、シェイクハンド訪問を通して各学校が自校のいじめの認知の対応を見直すきっかけとなりました。そのため、少しでも困っている子どもに対する各校の受け止めや対応の強化を図ることができ、困っている子に必ず対応するという各校の機運が高まってきた結果と言えます。</p>
<p>今後の方針等</p>	<p>市内では不登校（傾向も含む）の児童生徒の解消が課題の一つです。令和3年度に引き続き、小学生の増加傾向が気になります。いじめを起因とするもの以外の理由で不登校となる児童生徒に対する多様な支援策が必要です。青少年育成センターの相談業務を生かし、教育委員会と連携して、いじめ、不登校への対応を一緒に考えるシェイクハンド訪問を今後も実りあるものにしていきます。</p>
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに対する学校間での認知の差異や指導不足があることは重大な課題である。いじめや不登校の対処においては子どもを守ることが第一であり、次いで保護者との連携や協力も重要である。教職員は対応に責任を持ち、教職員間で連携して学校組織としての対応を進めることを望む。 ○ いじめや不登校数の増加は気がかりである。因果関係の多様化等により困難な課題ではあるが、原因究明とその分析に基づく適切な対応が必要である。特に、いじめに起因する不登校といった重大事案に対しては、生徒や保護者に対する相談支援の強化を図られたい。逆に、認知件数の増加は、子どもに寄り添い見守ることができる教師の増加や子ども自身が気持ちを表現しやすい学級等の雰囲気醸成による結果であり、一概に負の結果と捉える必要はない。いじめの認知後の即時の対応とその対応を支える体制づくりこそが重要であり、シェイクハンドにその役割を期待する。 ○ シェイクハンド訪問は定期的のほか必要に応じた随時の実施が必要である。また、適応教室、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、心の相談員、医療機関等多岐にわたる専門組織との連携が有効であり、チームアプローチ等の組織対応の進展に期待したい。 ○ シェイクハンド運営において各校への訪問のほかに全市合同の教職員研修等を行ってほしい。

＜主要施策＞⑥地域連携の充実

＜主要事業＞ 1 みつけコミュニティ・スクールや地域学校協働本部の推進	評 価
＜具体事業＞ ・「みつけコミュニティ・スクール」の推進	B

目的	○ 市教委と市内設置の 13 校が連携し、学校運営協議会との連携、地域学校協働本部等の既存組織との連携強化により、学校と地域をつなぐコーディネータ力の強化を図る。 ○ 情報発信の仕方を工夫し、地域コミュニティ組織等と連携を図る。
目標	○地域と学校が互いに元気になる好循環を創出します。 ○教育活動等への地域住民等の参画、特色ある教育活動の展開等様々な取組による教育の質の向上に努めます。
執行の状況及び成果	<p>「地域と共にある学校づくり」を目指す取組において、保護者や地域住民の力を学校教育に生かし、学校・保護者・地域住民との総がかりの教育の推進により、より質の高い教育活動を図ることが重要です。見附市では、まず平成 18 年、19 年に各校に「教育コーディネーター」を配置し、平成 20 年から「学校支援地域本部事業」の開始、平成 23 年に「コミュニティ・スクール事業」を開始してきました。このことにより、国が示す、「コミュニティスクール」「地域学校協働活動」「地域コーディネーター」等が一体的に整備され、他市に先駆けた活動を展開しています。</p> <p>【成果】 見附の教育が目指す理念「共創郷育」の具現化を目指すための体制として、「コミュニティ・スクール」の在り方は重要であるとの認識が広まりました。令和 4 年度も市内全ての学校で「熟議」と「協働」による取組を中核に据え、学校・保護者・地域の関係者等が、地域でどのような子どもを育てるのか、学校と目標やビジョンを共有したり、学校運営に意見や助言を行ったりしています。(写真左 南中 CS 会議)</p> <div style="text-align: right;">  <p>「みつけコミュニティ・スクール」のモデル図</p> <p>学校の積極的な情報提供 地域の応援 地域との協働 学校の元気！ 地域の元気！ 課題の共有 熟議の創出</p> </div> <div style="text-align: right;">  </div>

<p>執行の状況及び成果</p>	<p>また議論の中で、学校が抱える教育活動の課題（例総合学習「地域貢献活動」の場所）に対し、地域コーディネーターを介して地域と学校がつながって活動が広がっていく例が見られました。これは地域学校協働本部の事業の一環として、各校で地域の団体が学校の教育活動に係る動きとして実施されているものと見られます。 (写真右 見附中 庄川平地区の活動)</p>  <p>さらに、学校に係わる市民の数も増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染の影響があり、令和2年にはその数が大きく減少しましたが、学校に協力する方の数はこの2年で再び増加しています。</p> <p style="text-align: center;">学校に係わった市民の年間延べ人数 (人)</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>322</td></tr> <tr><td>H17</td><td>701</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1590</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2343</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2859</td></tr> <tr><td>H21</td><td>3217</td></tr> <tr><td>H22</td><td>3421</td></tr> <tr><td>H23</td><td>5055</td></tr> <tr><td>H24</td><td>6095</td></tr> <tr><td>H25</td><td>6370</td></tr> <tr><td>H26</td><td>6502</td></tr> <tr><td>H27</td><td>7407</td></tr> <tr><td>H28</td><td>7928</td></tr> <tr><td>H29</td><td>8058</td></tr> <tr><td>H30</td><td>8193</td></tr> <tr><td>R1</td><td>9172</td></tr> <tr><td>R2</td><td>5030</td></tr> <tr><td>R3</td><td>5816</td></tr> <tr><td>R4</td><td>6091</td></tr> </tbody> </table>	年度	延べ人数 (人)	H16	322	H17	701	H18	1590	H19	2343	H20	2859	H21	3217	H22	3421	H23	5055	H24	6095	H25	6370	H26	6502	H27	7407	H28	7928	H29	8058	H30	8193	R1	9172	R2	5030	R3	5816	R4	6091
年度	延べ人数 (人)																																								
H16	322																																								
H17	701																																								
H18	1590																																								
H19	2343																																								
H20	2859																																								
H21	3217																																								
H22	3421																																								
H23	5055																																								
H24	6095																																								
H25	6370																																								
H26	6502																																								
H27	7407																																								
H28	7928																																								
H29	8058																																								
H30	8193																																								
R1	9172																																								
R2	5030																																								
R3	5816																																								
R4	6091																																								
<p>今後の方針等</p>	<p>教育委員会として各学校の主体性、学校や地域の特色大切にしながら、計画立案、学校運営協議会の運営、事業にかかわることについて適宜相談に応じる体制を整えています。</p> <p>各学校の取組に関する情報発信が、うまくできませんでした。市教委では「みつけコミュニティ・スクールナビ」を年間3回発行していますが、市民への啓発という意味では不十分な点があると考えます。市教委のホームページ等も活用し、各校の取組の様子を周知していきます。</p> <p>市教委主催の研修会を、より充実したものとなるよう、検討を進めます。</p>																																								
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止から、市民は活動を控え、学校も来校者を限定して対応してきたと思う。各校の特色や地域との関わりを大切にし、コロナ前のコミュニティ・スクールの形に戻ることを期待する。 ○ 各学校や地域毎に、特性に応じた活動や地域住民の関わり方を工夫していると思う。それがスクールアカウンタビリティや各校の文化祭、コミュニティ・スクールナビに表れている。しかし、成果や関係者の努力が一般の市民に伝わっておらず、取組みのPR等周知面での工夫が必要である。 ○ 昨年、新潟県教育の日に関する条例が制定されたが、当市では先駆けて既に取り組んできたことである。これを機に、これまでの取組を振り返り、学校や家庭、地域住民の役割の明確化や生涯にわたって学び活かすことができる教育環境の整備に一層努めてほしい。 ○ コミュニティ・スクールの取組み自体はとても良く、学校での座学とは違う発見の機会となっている。各方面のプロの姿を見て感じる経験は、子ども自身が進路を考える力や選択肢の広がりに通じる部分も多く、対象を広げて継続してほしい。その反面、事業のPRには工夫の余地が残り、改善を期待する。 																																								

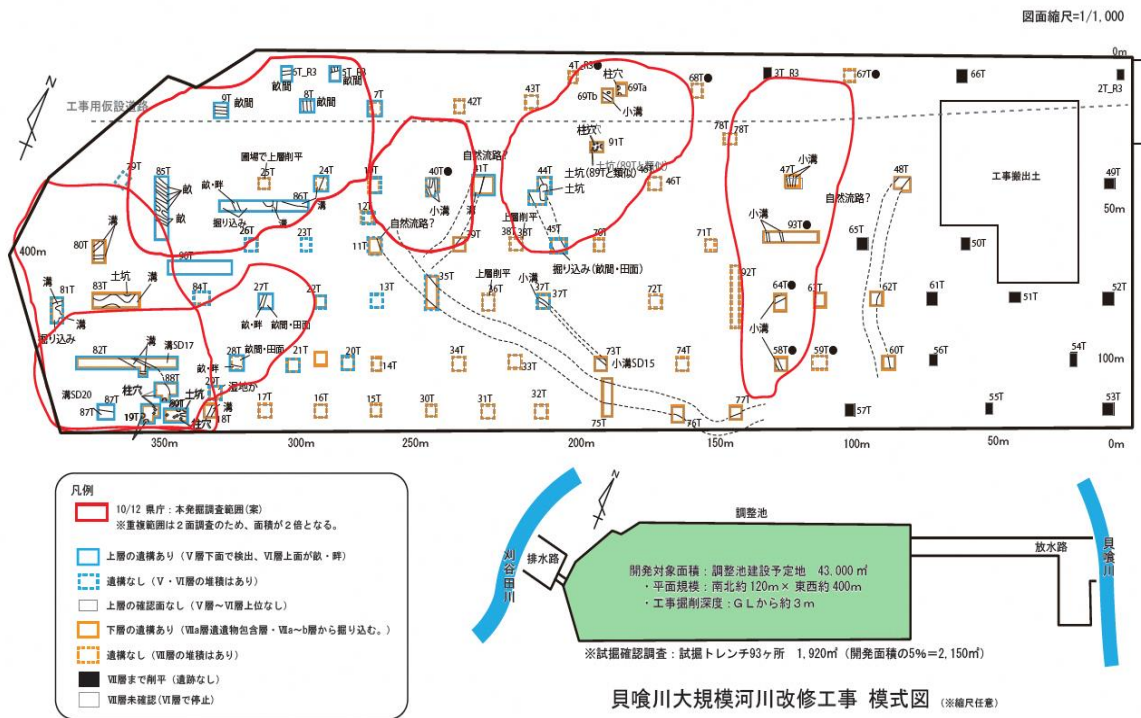
⑦文化財の保護と活用

<p><主要施策> 1 文化財保護とその活用による市民郷土理解の促進</p>	<p>評 価</p>
<p><主要事業> 新たな「周知の埋蔵文化財包蔵地」の発見と登録</p>	<p>A</p>

<p>目的</p>	<p>○市内に存在する文化財の保存及び活用のための必要な措置を講じ、市民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資することを目的とする。</p>
<p>目標</p>	<p>・文化財のうち市にとって重要なものを見附市指定文化財に指定し、保存と活用を図ります。</p>
<p>執行の状況及び成果</p>	<p>【事業の概要・執行の状況】 一級河川貝喰川大規模改修事業（県事業）の開発予定地で埋蔵文化財の試掘調査を実施した結果、古代から中世の生産遺跡や集落跡が新たに発見されました。周知の埋蔵文化財包蔵地「三林遺跡」として新潟県で登録がされました。 工事による文化財の破壊が避けられないことから、令和5年度以降、県からの委託を受けて見附市が発掘調査を行うこととなりました。</p> <p>令和4年度 埋蔵文化財発掘調査事業費：4,870千円 対象面積：開発予定地 42,000 m²（試掘トレンチ 87カ所）</p> <p>【成果】 大規模開発行為に伴う各種手続きの1つとして、上記埋蔵文化財の試掘調査を実施しました。手続きと調査を適切に行い、国民共有の財産である埋蔵文化財の保護に努めました。</p>

執行の状況及び成果

一級河川貝喰川大規模河川改修事業に伴う試掘・確認調査【試掘トレンチ平面図・遺構概略図】



今後の方針等

県事業として発掘調査を見附市が受託して実施します。

令和5年度 埋蔵文化財発掘調査事業費：100,001千円

対象面積：管理用道路予定地西側 約2,000m²

令和5年度は調査対象面積のうち、管理用道路予定地（西側）について発掘調査を実施します。数年かけて全対象面積を調査していきます。

今後は、貝喰川大規模改修事業の本体工事と並行しての実施になることから、地元団体、新潟県、土地改良区等の関係機関と協議しながら調査を進め、早期に事業効果が発揮できるよう目指します。

評価委員の意見

- 河川改修は、洪水や浸水被害が想定される地域にとって重要事業である。露出保存されない遺跡を発掘調査し、記録や保護を進めていることは評価する。
- 今後の耳取史跡整備などを考慮すると学芸員の増員検討も必要。市職員に学芸員資格保持者もいるので発掘・調査・保管・記録・発表など、当市の文化の継承や保護、市民への周知にも努めてほしい。
- 文化財が破壊されないよう関係機関と協議しながら慎重に進めてほしい。また、貝喰川（三林遺跡）関連の文化財に関して市民の認知度が低いので、広報やホームページ、みつけ伝承館等でPR、周知を図っていくことが必要である。

＜主要施策＞⑨安心安全で快適な教育環境の整備


＜主要事業＞ 2 子どもの安全・安心の確保	評 価
＜具体事業＞ 通学路安全推進連絡協議会	B

目 的	道路管理者をはじめ学校、PTA、警察、教育委員会、市民等により通学路の危険個所の認識を共有し、効果的な対策を進め、通学路の安全確保を図る。
目 標	通学路の危険箇所を道路管理者（国・県・市）、学校、保護者、地域住民、警察、教育委員会等で共有し、市道だけでなく国道や県道も含めて安全対策を進めるとともに、その進捗状況と効果を確認します。
執行の状況及び成果	<p>平成 24 年度に全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受けて、全国的に通学路の緊急点検が行われました。その結果、見附市では危険度の高い 34 箇所が抽出され、平成 27 年度までにその全てに対策を講じましたが、それ以外にも対策が必要な箇所があることから、継続して通学路の安全対策を進める必要があります。</p> <p>見附市では、通学路だけでなく市内全域の交通課題の対策を進める市内組織「<u>見附市交通課題プロジェクト（交通 P）</u>」を設置していますが、通学路に特化してより実効性の高い対策を推進するため、平成 28 年度に市と国、県の道路管理者、学校、保護者、地域、警察、教育委員会等で組織する「<u>見附市通学路安全推進連絡協議会</u>」を設置しました。</p> <p>令和 3 年度には千葉県八街市で下校中の児童 5 人が飲酒運転のトラックにはねられて死傷した事故が発生するなど、通学路の安全対策は全国的に急務で重要な案件です。</p> <p>【通学路安全推進連絡協議会で検討・対策までの流れと結果】</p> <p>① <u>学校による通学路の安全点検</u></p> <p>教育委員会は、毎年、学校へ通学路調査を依頼しています。学校は、登校班毎の学年、人数、距離のほか、保護者や地域住民からの聞き取りや実地検分による情報や要望を基に、危険箇所などを教育委員会へ報告します。</p>

<p>執行の状況及び成果</p>	<p>② <u>見附市交通課題検討プロジェクト（交通P）での検討・対策</u> 学校からの報告をもとに、教育委員会、建設課、上下水道局、企画調整課など8つの庁内関係部署で構成する交通Pで現地確認を行うなど、多角的な視点から交通課題を検討しています。中でも、通学路などの歩行空間の安全安心に係る案件を優先し、市が管理する市道や排水路等の安全対策を進めています。</p> <p>③ <u>見附市通学路安全推進連絡協議会での検討・対策</u> 国道や県道の通学路の安全対策については、交通Pでは国・県へ要望を行うにとどまりますが、通学路安全推進連絡協議会では道路管理者である北陸地方整備局や県地域振興局のほか、新潟県警察が構成メンバーに入ることによって危険個所の共有と安全対策の検討、また、対策の進捗状況の確認を市と一緒に進めることができます。交通Pでリストアップされた要対策箇所のうち、国道、県道に係る箇所と、市道でも優先度の高い箇所を通学路安全推進連絡協議会での要対策箇所としています。</p> <p>令和4年度は、前年度の要対策箇所18箇所のうち2箇所の対策が完了したことを確認し、新たな4か所が追加され、計20箇所（県道8箇所、市道12箇所）の対策を継続して進めることとしました。</p> <table border="1" data-bbox="247 817 1420 1220"> <thead> <tr> <th colspan="2">見附市通学路安全推進連絡協議会 構成メンバー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所</td> <td>新潟県長岡地域振興局地域整備部</td> </tr> <tr> <td>新潟県警察 見附警察署</td> <td>見附地区交通安全協会</td> </tr> <tr> <td>見附小学校</td> <td>名木野小学校</td> </tr> <tr> <td>葛巻小学校</td> <td>上北谷小学校</td> </tr> <tr> <td>今町小学校</td> <td>見附小学校PTA</td> </tr> <tr> <td>葛巻地区まちづくり協議会</td> <td>北谷北部くさなぎコミュニティ</td> </tr> <tr> <td>ほのぼの田園地区ふれあい協議会</td> <td>西地区スマイルコミュニティ</td> </tr> <tr> <td>見附市総務課</td> <td>見附市建設課</td> </tr> <tr> <td>見附市教育委員会教育総務課</td> <td>見附市企画調整課（事務局参加）</td> </tr> </tbody> </table>	見附市通学路安全推進連絡協議会 構成メンバー		国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所	新潟県長岡地域振興局地域整備部	新潟県警察 見附警察署	見附地区交通安全協会	見附小学校	名木野小学校	葛巻小学校	上北谷小学校	今町小学校	見附小学校PTA	葛巻地区まちづくり協議会	北谷北部くさなぎコミュニティ	ほのぼの田園地区ふれあい協議会	西地区スマイルコミュニティ	見附市総務課	見附市建設課	見附市教育委員会教育総務課	見附市企画調整課（事務局参加）
見附市通学路安全推進連絡協議会 構成メンバー																					
国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所	新潟県長岡地域振興局地域整備部																				
新潟県警察 見附警察署	見附地区交通安全協会																				
見附小学校	名木野小学校																				
葛巻小学校	上北谷小学校																				
今町小学校	見附小学校PTA																				
葛巻地区まちづくり協議会	北谷北部くさなぎコミュニティ																				
ほのぼの田園地区ふれあい協議会	西地区スマイルコミュニティ																				
見附市総務課	見附市建設課																				
見附市教育委員会教育総務課	見附市企画調整課（事務局参加）																				
<p>今後の方針等</p>	<p>通学路は、市道以外にも国道、県道など市内全域にわたります。そのため、庁内関係課だけでは検討・対策が不十分な場合があります。また、保護者や地域の視点も取り入れることが重要です。「通学路安全推進連絡協議会」では、市、教育委員会と国道事務所や県地域振興局、警察、保護者、地域コミュニティと一緒に検討と対策を進め、進捗状況の確認も行いながら通学路の安全を確保していきます。</p>																				
<p>評価委員の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該協議会には、市内全部の小学校が構成メンバーに入ることが望ましい。 ○ 各校PTAにアンケートを行い、通学路の危険箇所を抽出してもらうことも有効と思われる。 ○ 当該協議会による組織的な取組みのほかにも地域のボランティアによる登下校時の見守りが有効に機能し、児童生徒の安全確保に役立っていてありがたい。 ○ 継続的な通学路の安全点検は必要であり、これにより児童生徒、保護者、学校の安全に対する意識が高まる。通学時間帯の安全を確保するために「ゾーン30」や「スクールゾーン」の取組を進めたい。市民全般の交通安全に対する意識の高まりにも期待できる。 ○ 広く情報収集に努めていると思う。随時変更に対応されている。交通安全に関する環境整備を進めることは児童生徒の安全安心の確保につながるため、取組みを続けてほしい。 ○ 登下校時におけるドライバーの過失に因る事故や不審者の凶行等によりボランティアが犠牲になる例がある。そういった部分に対する市の補償体制等の整備にも検討が必要であると考えます。 																				

＜主要施策＞⑨安心安全で快適な教育環境の整備

＜主要事業＞ 3 適切な学校施設の維持管理と老朽化対策の推進	評 価
＜具体事業＞ 学校施設長寿命化計画による校舎長期使用化の推進 適切な学校施設の維持管理の推進	B

目的	安心安全で快適な学びの空間の中で児童・生徒が学力の向上に励むことができるよう、学校施設の整備や改修などの維持管理と老朽化対策を適切に実施する。
目標	①学校施設長寿命化計画に基づき、田井小学校の部位改修工事を行います。 ②限られた予算を有効に活用し、児童・生徒の安全確保を第一優先とした修繕や改修を行います。
執行の状況及び成果	<p>【事業の概要】</p> <p>①※学校施設環境改善交付金事業</p> <p>見附市では、令和2年度に「学校施設長寿命化計画」を策定しました。これは、施設の不具合を未然に防ぐ「予防保全（長寿命化型）」の施設管理とし、学校施設を築後およそ40年～50年で長寿命化改良、10年～20年毎に部位改修を行い、学校施設の機能・性能レベルの維持向上と、トータルコストの縮減、予算の平準化を図ることを目的としています。</p> <p>令和4年度は、田井小学校の校舎・体育館の屋上防水と一部外壁等の部位改修工事を実施しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●田井小学校部位改修工事</p> <p>新築 H5 年度</p> <p>総工事費 44,419 千円</p> <p>（うち交付金 14,954 千円）</p> <p>工事内容：屋上防水シート改修 外壁改修（北側） 窓枠シーリング打ち替え</p> </div>  <p>この改修工事により、屋上や窓枠からの雨漏りの心配が解消されるとともに、外壁クラックの補修や塗膜の塗り替えによって建物躯体の長寿命化が図られ、安心安全な教育環境を整備することができました。</p>

執行の状況及び成果

②市内 13 校のうち 10 校が築後 20 年を経過しています。そのため、建物本体だけでなく、冷暖房設備や電気設備、付属設備、建具など、様々な個所の老朽が進み、長寿命化計画による施設改修を待つことなく、即時的に修繕を要する不具合が多くみられます。



しかし、予算には限りがあることから、優先順位を付けながら計画的に修繕を実施し、児童生徒の安全確保、快適な学習環境の確保を行いました。

●令和 4 年度 施設修繕の状況

実績額 (千円)		うち、額の大きなもの (千円)	
小学校 (156 件)	25,286	葛小 ランチルーム他照明器具修繕	1,292
		今小 トップライト雨漏り修繕	1,254
		今小 地中熱循環設備ポンプ入替	1,210
		第二小 各所網戸修理	1,034
中学校 (104 件)	21,633	見中 教室エアコン修繕	3,322
		西中 FF 暖房機入更新	1,298
		今中 体育館屋根部分改修	1,287
特別支援学校 (16 件)	2,341	教室排煙設備修繕	1,254
		床暖房修繕	396
全校合計 (276 件)	49,260	【その他】	
		・体育館遮光カーテン入替	・電気錠交換修繕
		・排気塔外部修繕	・GHP 室外機修繕
		・避難はしご改修	・黒板灯交換修繕

今後の方針等

まず、子どもたちの安全安心を第一に優先し、危険個所の修繕や撤去を進めます。今後、長寿命化計画による改修を控えている学校は、経費の無駄にならぬよう、どこまでの修繕を行うかを適切に判断する必要があります。

令和 6 年度には見附小学校の部位改修、令和 6～7 年度には名木野小学校の長寿命化改良を行う計画です。

また、脱炭素社会に向けた環境対策として、LED 化や最新設備による省エネ対策も進めます。このほか、簡易な修繕は学校管理員の共同作業による実施や国の補助制度を利用するなど、経費面にも配慮しながら予算を計画的に執行します。

評価委員の意見

- 子どもたちが安全で健康な学校生活を送ることができるよう、予算拡大の努力を求めたい。
- 長寿命化計画によって長期スパンで計画的に実施しているので、適切に継続してほしい。
- 現時点では、学校の統廃合の計画は無いようだが、学校規模の適正化を図ることにより管理対象数を減らし、予算を効率的に執行することも一つの考え方である。
- 学校は、地域にとっては文化面などでも中心となっている。児童が少なくても存続させてもらっている学校もあり、地域の大きな安心につながっている。その一方で非常に大きなコストロスともいえる。タウンミーティング等によって意見を広く出し合って考え、今後の方向性を導き出していくべき課題である感じている。

【参考】

教育委員会議の開催及び審議状況 令和4年度

1 令和4年第3回見附市教育委員会定例会

●日時 令和4年5月27日(金) 午後2時00分

●場所 見附市役所 402会議室

●議事(20件)

議第29号 専決処分について(見附市スポーツ推進委員の解嘱について)

議第30号 専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

議第31号 専決処分について(見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について)

議第32号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第33号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第34号 専決処分について(見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について)

議第35号 専決処分について(見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について)

議第36号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第37号 専決処分について(見附市母子保健推進員の依頼について)

議第38号 専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

議第39号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

議第40号 専決処分について(令和4年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について)

議第41号 見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について

議第42号 【議案撤回】

議第43号 見附市不妊治療費助成事業実施要綱の制定について

議第44号 見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の制定について

議第45号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第46号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第47号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第48号 令和4年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

●報告事項(3件)

・令和4年度新潟県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会の参集による開催の中止に

ついて

- ・新型コロナウイルス感染症ウイルスの状況について
- ・第3次見附市公立保育園民営化等実施計画の策定について

2 令和4年第4回見附市教育委員会臨時会

- 日時 令和4年8月9日（火） 午後2時00分
- 場所 見附市役所 大会議室
- 議事（1件）
議第49号 不登校重大事態に係る調査について

3 令和4年第5回見附市教育委員会定例会

- 日時 令和4年8月29日（月） 午後2時00分
- 場所 見附市役所 402会議室
- 議事（5件）
議第50号 専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の制定について）
議第51号 専決処分について（見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の制定について）
議第52号 専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領の制定について）
議第53号 見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の制定について
議第54号 令和4年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について
- 報告事項（4件）
 - ・令和4年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について
 - ・わくわく体験塾について
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・教育委員会の点検と評価の市議会への報告について

4 令和4年第6回見附市教育委員会定例会

- 日時 令和4年10月3日（月） 午後2時00分
- 場所 見附市役所 402会議室
- 議事（1件）
議第55号 委員の議席について
- 報告事項（3件）

- ・ 9月市議会定例会について
- ・ 9月市議会定例会一般質問について
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況について

5 令和4年第7回見附市教育委員会定例会

●日時 令和4年11月25日（金） 午後2時00分

●場所 見附市役所 402会議室

●議事（6件）

議第56号 専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の解任について）

議第57号 専決処分について（見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第58号 見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について

議第59号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第60号 令和5年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

議第61号 令和4年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

●報告事項（3件）

- ・ 不登校児童生徒の状況といじめの認知件数について
- ・ スクールアカウンタビリティについて
- ・ 工事請負契約の締結について

6 令和5年第1回見附市教育委員会臨時会

●日時 令和5年2月3日（金） 午後2時00分

●場所 見附市役所 委員会室

●議事（1件）

議第1号 見附市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

●報告事項（4件）

- ・ 不登校重大事態に係る調査について
- ・ 個人情報紛失事故について
- ・ 令和4年度見附市一般会計補正予算のうち教育関係予算について
- ・ 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について

7 令和5年第2回見附市教育委員会定例会

●日時 令和5年2月24日（金） 午後2時00分

●場所 見附市役所 402 会議室

●議事 (15 件)

議第 2 号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

議第 3 号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6 号 見附市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

議第 7 号 見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 8 号 見附市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 9 号 見附市立中学校生徒通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 10 号 見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 11 号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第 12 号 見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について

議第 13 号 令和 5 年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について

議第 14 号 令和 4 年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第 15 号 教職員（管理職）人事の内申について

議第 16 号 条例案に対する意見について

●報告事項 (3 件)

- ・ 1 2 月市議会定例会一般質問について
- ・ こどもの居場所整備事業の進捗状況について
- ・ 学校給食費の改訂について

8 令和 5 年第 3 回見附市教育委員会定例会

●日時 令和 5 年 3 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分

●場所 見附市役所 委員会室

●議事 (20 件)

議第 17 号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第 18 号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第 19 号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

議第 20 号 見附市民俗文化資料館運営規則等を廃止する規則の制定について

- 議第21号 見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第22号 耳取遺跡調査指導委員会設置要綱及び見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について
- 議第23号 見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第24号 見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の制定について
- 議第25号 見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の制定について
- 議第26号 見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の制定について
- 議第27号 見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第28号 見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第29号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第30号 見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第31号 見附市紙おむつ用ごみ袋交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第32号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第33号 見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第34号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第35号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の廃止について
- 議第36号 見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について

●報告事項（4件）

- ・3月市議会定例会一般質問について
- ・地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針（部活動の段階的地域移行）について
- ・令和4年度高等学校進学状況（令和5年3月卒業生）について
- ・令和5年度新採用・転入教職員面識会の開催について